

自衛官募集案内



☆（第5回）自衛官候補生（男女）（陸上・海上・航空自衛隊）☆

採用と同時に陸・海・空自衛官候補生に任命されます。

自衛官候補生として3か月間の教育訓練を修了した後、2等陸・海・空士に任用されます。任用期間は、陸上自衛官は1年9か月、海上・航空自衛官は2年9か月を1任期として任用されますが、引続き勤務を希望する場合は、選考により2年を任期として継続任用されます。

【応募資格】

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の者
(応募資格の上限年齢が引き上げられました。)

【受付期間】 令和2年8月3日（月）～令和2年9月17日（木）

【試験期日】

（筆記試験・適性検査）令和2年9月18日（金）～20日（日）のうち指定する1日

（口述試験・身体検査）令和2年9月26日（土）・27日（日）のうち指定する1日

【試験会場】

（筆記試験・適性検査）松江地方合同庁舎・出雲合同庁舎・浜田城山ビル

（口述試験・身体検査）陸上自衛隊出雲駐屯地

【試験内容】

筆記試験（国語・数学・地理歴史及び公民・作文）・口述試験・適性検査・身体検査及び経歴評定※

※経歴評定とは、多様な経歴を有する受験者の能力を総合的に評価するものです。

該当する資格・免許等は自衛隊島根地方協力本部にご確認ください。

【採用予定日】 採用予定通知書でお知らせします。

☆（第2回）一般曹候補生（男女）（陸上・海上・航空自衛隊）

部隊の中核である曹を育成するコース。

陸・海・空の各部隊で経験を積み、入隊後、2年9か月以降、選考により曹へと昇任します。3曹昇任後4年で幹部への受験資格ができます。

【応募資格】

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の者
(応募資格の上限年齢が引き上げられました。)

【受付期間】 令和2年7月1日（水）～令和2年9月10日（木）

【試験期日】 令和2年9月18日（金）～20日（日）のうち指定する1日

【試験会場】 松江地方合同庁舎・出雲合同庁舎・浜田城山ビル

【試験内容】 筆記試験（国語・数学・英語・作文）・適性検査

【採用予定日】 採用予定通知書でお知らせします。

☆航空学生（男女）（海上・航空自衛隊）☆

海上・航空自衛隊のパイロット等を養成する制度

【応募資格】

○海上自衛隊 日本国籍を有し、18歳以上23歳未満（令和3年4月1日現在）

○航空自衛隊 日本国籍を有し、18歳以上21歳未満（令和3年4月1日現在）

【受付期間】 令和2年7月1日（水）～令和2年9月10日（木）

【試験期日】 令和2年9月22日（祝・火）

【試験会場】 松江地方合同庁舎・浜田城山ビル

【試験内容】 筆記試験（国語・数学・英語・地理歴史・公民又は理科のうち1科目）・適性検査

※上記の各募集の試験期日、場所等について、追加・変更される場合があります。

お問い合わせ先：自衛隊島根地方協力本部 TEL 0852-21-0015
<http://www.mod.go.jp/pco/shimane>

くらしの法律相談 第6回 ～ 隠岐ひまわり便り～

「悪徳商法被害にあっていませんか？」



隠岐ひまわり基金法律事務所の弁護士橋爪 愛来（はしづめ あき）と申します。

くらしの法律相談第6回は、悪徳商法や振り込め詐欺に関するご相談です。お一人暮らしの高齢者の方も、とても多いと思いますので、日頃から遠方にお住まいのお子さんやご親族の方とのコミュニケーションを図るようにしましょう！

ご 相 談

実家で高齢の母が一人暮らしをしているのですが、最近無駄な買い物が多くなり、悪徳商法に騙されないか心配です。悪徳商法被害にあわないための良い方法はないでしょうか。



ア ド バ イ ス

高齢者の悪徳商法被害の約4割が電話勧誘販売によるものであり、個人情報の管理が厳しくなかった時代に出回った古い名簿などを見ながら悪徳業者は電話勧誘販売を行っていることが多いので、電話番号を変更すれば、悪徳商法被害にあう可能性をかなり減らすことができます。

同じように高齢者の被害が多い訪問販売は、高齢者の一人暮らしの寂しさを利用して行われることが多く、家族との交流や地域のつながりが強い地域では被害が起きにくいと言われています。ですので、できるだけ実家に帰ったり電話をかけたりして、お母様を安心させてあげてください。消費生活センターや自治体が作っている「訪問販売お断り」のステッカーを玄関に貼っておくのも良いと思います。

オレオレ詐欺やハガキによる架空請求などの振り込め詐欺についても、皆さん、まさか自分が被害者になることはないと思っているので、お母様と一度お話をしてみてください。

お母様の判断能力に不安があるようでしたら、家庭裁判所の成年後見制度を利用して、お母様が行った契約を後見人などが無条件に取り消すことができるようにしておくことも1つの方法です。

もし、お母様が悪徳業者と契約を結んでしまったら、クーリングオフなどの特定商取引法に定められた消費者に有利な取消権を利用して被害救済も可能ですので、早急にお近くの消費生活センターか弁護士にご相談下さい。



日頃のコミュニケーションが悪徳商法被害防止にも効果的です。

【お問い合わせ先】



島前法律相談センター（西ノ島町）

- ・開催日時 毎月第2火曜日 14時～16時30分
- ・開催場所 西ノ島町黒木公民館 図書室

※ご予約は、島根県弁護士会（電話：0852-21-3450）へご連絡ください。



隠岐ひまわり基金法律事務所（弁護士 橋爪 愛来）

- ・業務時間 平日 9時30分～18時
- ・電 話 08512-3-1877

※電話相談無料（初回10分程度に限り）

2回目まで
相談料無料です！

